

## 立憲主義、民主主義、平和主義を取り戻すアピール

みなさん！

みなさんは、あの時の出来事を覚えているでしょうか。

2015年9月19日未明、集団的自衛権の行使を認め、自衛隊を海外に派兵させ、戦場で現実に戦闘をさせることを許容する戦争法制が、参院本会議で自民公明両党などの賛成で可決され成立しました。

世論調査では、この戦争法制に反対する意見が6～8割を占めており民意は明らかでした。また、国会の憲法審査会では政府与党推薦の憲法学者までもが「戦争法制は憲法違反である。」と述べ、戦争法制に反対する声をあげ続けてきた私たち市民は大きな勇気をもらいました。

そして、戦争法制に反対する動きは次第に大きくなりとなって、戦争法制に反対する声をあげる市民を新たに続々と誕生させることになりました。今までは政治に無関心とされてきた若い世代が台頭しました。

そのような意味で、国際紛争を戦争で解決しないことを誓った平和憲法を踏みにじろうとする安倍政権の暴挙は、私たちが日本国憲法の価値を再確認させるきっかけになるとともに、私たちの目を覚まさせたともいえるでしょう。

しかしながら、安倍政権は、戦争法制に反対する大多数の国民の声を全く無視して、強権的に、戦争法制を可決成立させました。安倍首相は、戦争法制に反対する国民が大多数であることを意識して、説明責任を果たすなどと述べておりましたが、

安倍首相から戦争法制について、このような説明がされたことはありません。

城北法律事務所は、創立以来50年以上、池袋の地で、平和憲法の精神を守り発展させ、住民の平和な暮らしと権利を守る活動を続けて来ました。

この間、城北法律事務所は、立憲主義、民主主義、平和主義を取り戻すたたかいの一環として、《戦争法廃止へ「いま憲法9条を学ぶ連続企画」》を開催し、みなさんに参加を呼びかけました。

この連続企画では、第1弾映画『イラク チグリスに浮かぶ平和』上映会&監督トーク、第2弾『沖縄から憲法と民主主義を考える』講演会、第3弾『横須賀米軍基地バスツアー』及び第4弾『米中関係から読み解く北東アジアの平和』講演会を企画し、あらためて戦争とは何か、戦争が出来る国へと変わるといことはどのようなことなのか、今変えるべきなのは本当に憲法9条なのかについて、みなさんと学んできました。この連続企画を通じて私たちは、憲法9条には日本の平和のみに限定されない無限の可能性があり、「普通の国になる。」ことを標榜する一部の政治家に憲法9条を改悪させるわけにはいかない、戦争法制を廃止しなければならない、との決意を新たにしました。

私たちは、立憲主義、民主主義、平和主義をないがしろにする安倍政権の暴走を見過ごすことができません。参院選では、安倍政権は憲法改正を表だった争点にはしていませんが、安倍政権は憲法への緊急事態条項の導入や憲法9条の改正を狙っていることは明らかです。私たちは、安倍政権にNOを突きつけ、立憲主義、民主主義、平和主義を市民の手に取り戻したいと願っています。

全国に32ある改選定数1の参院選1人区全てで野党の候補が一本化されましたが立憲主義、民主主義、平和主義を取り戻すたたかいはこれからです！

みなさん、ともに戦争法廃止の声をあげていきましょう！

2016年7月7日

城北法律事務所